

令和5年3月31日

1 議案

議案第32号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更について

2 くじの実施

- (1) 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施
- (2) 福岡県議会議員一般選挙における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施
- (3) 福岡市議会議員一般選挙における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

議案第 32 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における西区の投票区の投票管理者を次のように変更する。

令和 5 年 3 月 31 日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第 37 条第 2 項の規定による。

-----  
○公職選挙法 (抜粋)

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる

○福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施

1 くじの方法

- (1) くじは、くじ棒により行う。
- (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
- (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
- (4) 最初に取り出したくじ棒に記された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。  
以下、同様の方法により掲載順序を定める。
- (5) 福岡市議会議員選挙公報の(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。
- (6) 選挙公報への掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は、第2面以降を使用することとし、第1面の場合に準じて掲載文を掲載する区画を定める。  
なお、第2面以降を使用する場合の各面に掲載する掲載文の数は、下記のとおりとする。

2 くじを行う者

選挙区の区選挙管理委員会の委員

3 選挙公報各面への掲載数について

掲 載 申請者数	選挙公報の ページ数	各面への掲載数 (各面6区画)			
		第1面	第2面	第3面	第4面
7	4ページ	4	3	全面啓発記事	全面啓発記事
8	4ページ	4	4	全面啓発記事	全面啓発記事
9	4ページ	5	4	全面啓発記事	全面啓発記事
10	4ページ	6	4	全面啓発記事	全面啓発記事
11	4ページ	6	5	全面啓発記事	全面啓発記事
12	4ページ	6	6	全面啓発記事	全面啓発記事
13	4ページ	6	4	3	全面啓発記事

## 福岡市議会議員選挙公報の掲載順序

### 第 2 面

令和 5 年 4 月 9 日執行      西区選挙区(定数 8 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	
区画番号 ( 8 )	区画番号 ( 7 )
区画番号 (10)	区画番号 ( 9 )
区画番号 (12)	区画番号 (11)

### 第 1 面

平成31年4月 7 日執行      西区選挙区(定数 8 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	
区画番号 ( 2 )	区画番号 ( 1 )
区画番号 ( 4 )	区画番号 ( 3 )
区画番号 ( 6 )	区画番号 ( 5 )

○福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

○福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。